

第5回広見町・日吉村合併協議会

参 考 資 料

日 時：平成16年5月6日(水)午後2時～

場 所：広見町民会館 3階大会議室

参考資料一覧

(新規協議)

1	協議第 57 号	公共的団体等の取扱いについて	P	1
2	協議第 58 号	各種事務事業（農業土木業務）の取扱いについて	P	6
3	協議第 59 号	各種事務事業（下水道業務）の取扱いについて	P	7
4	協議第 60 号	各種事務事業（環境衛生業務）の取扱いについて	P	9

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	公共的団体等の取扱い	関係項目	担当部会名等
事務・事業・制度名等			合併協議会事務局
基本調整方針	<p>公共的団体等について、各団体の事情を尊重しながら、新町での一体性を確保するため、統合に向け働きかける。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国、県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言、指導等をもとに、そのあり方について協議していく。 2 商工会、森林組合及び社会福祉協議会については、統合に向けた協議をされるよう働きかける。 3 社会福祉団体、産業経済団体、教育関係団体等については、統合するよう調整に努める。 4 独自の目的を持った団体については、原則として現行のまま新町に引き継ぐ。 5 消防団については、次による。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 消防団の名称及び区域は、合併時に統合し、分団編成、所轄区域の見直しを行い、併せて出動指令体制を構築する。 (2) 消防団の団員である者は、すべて新町に引き継ぐものとするが、任命要件を新町で新たに定め、随時定員の適正化に努める。 (3) 消防機械器具は、すべて新町に引き継ぐ。 (4) 消防相互応援協定については、現行どおり新町に引き継ぐものとし、合併時に新町として新たに協定を締結する。 (5) 消防委員会は、新たに組織する。 (6) 消防団に関するその他必要な事項は、合併時に調整を図る。 		<p>調整方針確認日</p> <p>平成 年 月 日</p>
留意事項	根拠法令	先進事例	
<p>合併市町村の区域に、いつまでも従来の市町村単位で各種の公共的団体が存在することは、合併市町村の一体性の早期確立のうえから好ましいことではありません。</p> <p>合併特例法第16条第8項には「合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない」と努力義務が定められています。</p> <p>ここで、公共的団体とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体、赤十字等の厚生社会事業団体、教育団体、青年団、婦人会、文化団体、スポーツ団体等の文化事業スポーツ団体等、いやしくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問わない。(行政実例昭和24.1.13)</p>	<p>地方自治法 (公共的団体等の監督)</p> <p>第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。</p> <p>2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。</p> <p>3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の監督上必要な処分をし又は当該公共的団体等の監督官庁の措置を申請することができる。</p> <p>4 前項の監督官庁は、普通地方公共団体の長の処分を取り消すことができる。</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律 (国、都道府県等の協力等)</p> <p>第16条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、心要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 国は、合併市町村の建設に資するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 国は、自主的な市町村の合併の推進に伴う地方公務員等共済組合法第151条第1項に規定する市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の運営状況等を勘案し、その健全な運営を図るため必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 都道府県は、市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。</p> <p>5 都道府県は、市町村の合併をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。</p>	<p>さぬき市(H14.4.1 合併)</p> <p>(1) 公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。</p> <p>新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合するよう調整に努めるが、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう指導する。</p> <p>国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していく。</p> <p>(2) 土地開発公社については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>津田町土地開発公社、大川土地開発公社、寒川町土地開発公社及び長尾町土地開発公社については、所有する財産を志度町土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散する。</p> <p>志度町土地開発公社については、新市において、さぬき市土地開発公社として存続するものとする。</p>	

1 社会福祉協議会
市町村にあっては、その区域内において社会福祉事業又は更正保護事業を営業者の過半数が参加するものでなければならない。(社会福祉法第107条)昭和60年4月以降市町村の合併が行われた例においては、すべて統合されています。

2 商工会
商工会の地区は1つの町村の区域とするのが原則(商工会法第7条)です。通常1町村に1つの商工会が設置されることとなります。

市町村合併が行われた場合、商工会の地区を合併市町村の区域とするための定款の変更をするか、あるいは当該商工会が解散するまでの間は、1町村に複数の商工会が存在することとなります。(商工会法第8条)昭和60年4月以降市町村の合併が行われた例においては、統合が行われたのは2例です。

愛媛県の方針
平成20年4月1日までに合併を推進する。合併した場合、経営指導員などの職員の設置定数については当面現行どおりとし、退職までは継続設置できる。定数超過の場合は、人事異動、近隣商工会との人事交流での調整を求め、合併に関する財政支援等については別途検討する。

合併でしなかった場合ペナルティを課す。飛地の商工会の合併等、知事が必要と認める場合を除き、超過する経営指導員等については、即補助対象外とする。

商工会議所、商工会等の合併についての法整備を国に要望する。

6 都道府県は、合併市町村の建設に資するため、市町村建設計画を達成するための事業の実施その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。

社会福祉法

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第107条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、1又は2以上の区(地方自治法第252条の20に規定する区をいう。)の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第1項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第1項各号に掲げる事業を実施することができる。

5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員総数の5分の1を超えてはならない。

6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を営業者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

商工会法

(地区)

第7条 商工会の地区は、1の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、1の市又は隣接する2以上の市町村の区域とすることができる。

2 商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであつてはならない。

(市町村の廃置分合に伴う地区の特例)

第8条 商工会の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があつた場合において、その商工会(その商工会が廃置分合後の市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とし、そ

中球磨5か町村合併協議会

(あさぎり町：H15.4.1 合併予定)

公共的団体については、新町との速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。

各町村共通の団体について

(1) 新町との一体性を保つため、合併時に統合した方がよい団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

(2) 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。

(3) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けた検討が進められるよう調整に努める。

各町村独自の団体について

原則として現行のとおりとする。

南宇和合併協議会(H16.10.1 合併予定)

公共的団体については、新町の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備について調整に努める。

1 国・県に指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。

(1) 消防団の取扱い

・名称区域については、合併時に統合する。

・任用、報酬、分限及び懲戒、服務その他身分の取扱いについては、5町村の長が別に協議し新町に引き継ぐ。現に5町村の消防団の団員である者については、新町に引き継ぐものとする。

・組織、階級、定員、訓練、礼式及び制服については、5町村の長が別に協議し新町に引き継ぐものとする。

・消防相互応援協定については、現行どおり新町に引き継ぎ、新町において調整する。城辺町及び一本松町が宿毛市との消防相互応援協定については、合併時に協定書を締結するものとする。

・消防施設整備については、新町において調整する。

(2) 社会福祉協議会の取扱い

・社会福祉協議会の事情を尊重しながら統合を含めて調整する。

・事業委託等については、社会福祉協議会の事情を尊重しながら調整する。

(3) 商工会の取扱い

・商工会の事情を尊重しながら統合を含めて調整す

	<p>の地区が隣接する他の商工会と合併した場合（以下この条において「隣接商工会との合併の場合」という。）にあつては、当該合併後存続する商工会又は当該合併によつて成立した商工会。以下この条において同じ。）の地区を廃置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会が解散するまでの間は、前条第一項の規定にかかわらず、その商工会の地区は、廃置分合前の市町村の区域（隣接商工会との合併の場合にあつては、当該合併前の各商工会の地区のすべてを合わせた区域）とする。</p>	<p>る。 2．新町との一体性を保つため、合併時に統合した方がより団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。 3．独自の目的をもった団体は、原則として現行のとおりとする。</p>
--	--	---

項目	現況				具体的調整方針			
	広見町		日吉村					
消防団の現状	名称	広見町消防団		日吉村消防団		名称、区域は合併時に統合する。		
	定員	433人		150人		2町村の現団員はすべて新町に引き継ぐものとするが、合併後定員の適正化について随時検討する。		
	組織	分団別	部編成	班編成	分団別	部編成	班編成	日吉村の分団編成を見直し、日吉村の現行6分団を2分団（各分団3部編成）に統合し、広見町は現行5分団とし、7分団編成とする。 本団に本部を設置する。 女性消防団は団長の指揮の下、1分団とし、活動については現行のまま新町に引き継ぐ。 名称、所轄区域及び部、班編成を調整し、出動指令体制を新たに構築する。 （別紙参照）
			所轄区域			所轄区域		
		本部分団	常備部	全 2 班	本 部	-	班編成無し	
			町内全域			村内全域		
		女性消防隊員	-	-	女性消防団員	-	-	
			町内全域			町内全域		
		第1分団	第1～8部	全 2 3 班	第1分団	-	6 班	
			近永地区			下鍵山地区		
		第2分団	第1～4部	全 9 班	第2分団	-	5 班	
			好藤地区			父野川下、父野川中地区		
第3分団	第1～5部	全 1 5 班	第3分団	-	4 班			
	愛治地区			上鍵山地区				
第4分団	第1～5部	全 1 5 班	第4分団	-	3 班			
	三島地区			上大野地区				
第5分団	第1～4部	全 1 4 班	第5分団	-	3 班			
	泉地区			日向谷地区				
			第6分団	-	3 班			
				父野川上、父野川中地区				

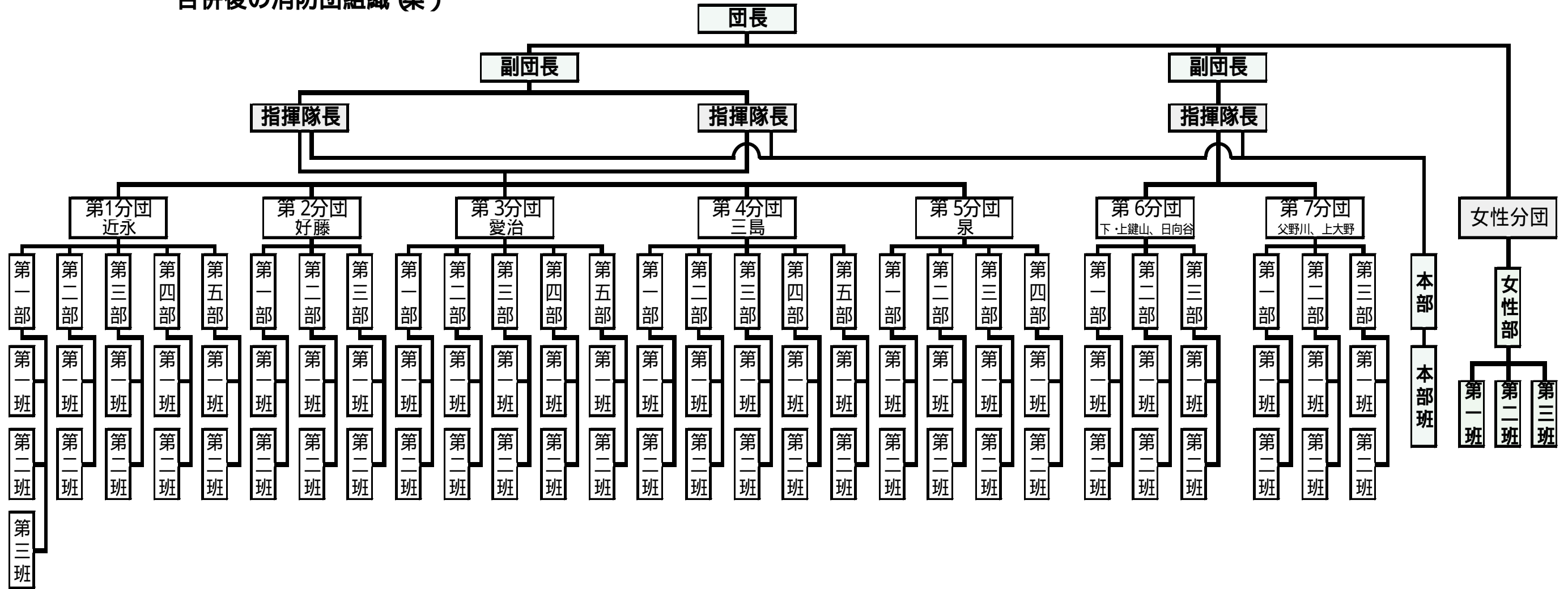
項目		現況		具体的調整方針	
		広見町	日吉村		
消防団の現状	階級	団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長、団員	団長、副団長、分団長、副分団長、班長、団員	新たに階級を編成する。 (別紙参照)	
	主な行事、訓練	幹部訓練 夏季訓練 中継訓練 秋の火災予防運動 年末特別警戒 消防出初式	夏季訓練 防火デー行事及び日吉村消防団訓練会 年末特別警戒 消防出初式 防火デー行事	合併までに調整を行う。	
	任命要件	・当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者 ・年齢18歳以上の者 ・志操堅固でかつ身体強健な者	・当該消防団の区域内に在住し、又は勤務するもの。 ・年齢18歳以上で、志操堅固で、かつ、心身強健な者。	合併までに調整を行う。	
	消防車両等	消防ポンプ自動車	1台	1台	すべて新町に引き継ぐ。
		小型動力ポンプ積載車	26台	7台	
		小型動力ポンプ	27基	7基	
指令車		1台	1台		
消防相互協定	・南予地区広域消防相互応援協定 ・消防相互応援協定 (宇和島市、吉田町、三間町、広見町、松野町、日吉村、津島町) ・愛媛県消防広域応援協定 ・愛媛県消防防災ヘリコプター応援協定	・南予地区広域消防相互応援協定 ・消防相互応援協定 (宇和島市、吉田町、三間町、広見町、松野町、日吉村、津島町) ・愛媛県消防広域応援協定 ・愛媛県消防防災ヘリコプター応援協定 ・西部四国山地消防相互応援協定	2町村のこれまでの経緯を踏まえ、すべて新町に引き継ぐものとし、合併時に新町で新たに協定を締結する。		
消防委員会	委員数 9名	なし	新たに組織する。		

消防団

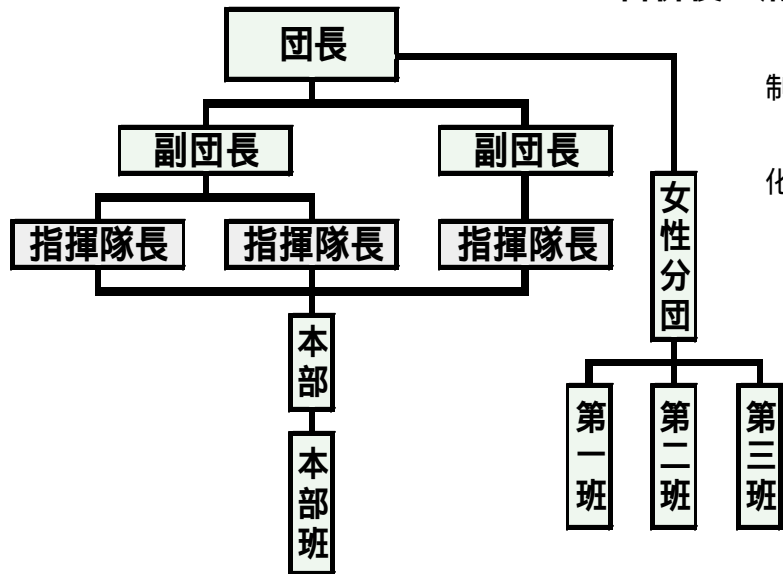
消防団の設置及び区域は、条例で定められ(消防組織法第15条)、1市町村当たりの設置数に制限はありません。

消防組織法上、市町村合併が行われた場合の消防団の取扱いについて明記されているわけではありませんが、昭和60年4月以降市町村の合併が行われた例においては、すべて統合されています。

合併後の消防団組織 (案)



合併後の消防団本団組織 (案)



女性消防団については、団長の指揮の下 1分団とするが、活動については3班制とし、新町移行後も旧町村管内での啓発活動等を行っていく。

本部については、指揮隊長のもと、消防主任と連携をとり、消防団活動の円滑化に勤める。

新町消防団階級 (案)

- 団 長
- 副 団 長
- 指 揮 隊 長
- 分 団 長
- 副 分 団 長
- 部 長
- 班 長
- 団 員

指揮隊長は副団長同格とする。

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	2 2 各種事務事業（農業土木業務）の取扱い	関係項目	1 6 農業土木業務				
事務・事業・制度名等		担当部会名等	産業建設部会				
基本調整方針	1 農業基盤整備事業については、実施地域の状況に応じ最適の事業制度で実施する。 2 農道事業については、現行のまま新町に引き継ぐ。	調整方針確認日					
		平成 年 月 日					
項目	現 況		具体的調整方針				
1) 農業基盤整備事業	圃場整備を必要とする面積(ha) A		農業基盤整備事業については、現行のまま新町に引き継ぐが、事業形態が2町村まちまちであり、合併後の基盤整備事業については、事業規模、農地の利用状況、土地の形状等により、最適の事業制度により実施する。				
	圃場整備済						
	圃場整備中						
	合計 (%) $\frac{B+C}{A}$						
町村名	農用地区域 (ha)	箇所数	面積 B (ha)	B / A (%)	箇所数	面積 C (ha)	
広見町	692	54	558.0	80.8	3	19.9	83.6
日吉村	223	9	38.4	47.4	1	4.1	52.5
2) 農道事業	総延長(m)		改良済延長(m)		舗装延長(m)		農道事業については、現行のまま新町に引き継ぐ。 新町において、農道管理規則等を新たに整備し、維持管理を行う。
	改良率(%)		舗装率(%)				
	総延長(m)		改良済延長(m)		舗装延長(m)		
	改良率(%)		舗装率(%)				
町村名	路線数	総延長(m)	改良済延長(m)	改良率(%)	舗装延長(m)	舗装率(%)	
広見町	754	108,887.2	57,234.5	52.6	9,839.2	9.0	
日吉村	44	13,342.0	6,573.0	49.3	10,749.0	80.6	

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	2 2 各種事務事業（下水道業務）の取扱い	関係項目	2 4 下水道業務																																																			
事務・事業・制度名等		担当部会名等	産業建設部会	担当分科会名 下水道分科会																																																		
基本調整方針	1 公共下水道事業については、現行のまま新町に引き継ぐ。 2 農業集落排水事業については、現行のまま新町に引き継ぎ、管理については、広見町の例による。 3 浄化槽設置整備事業については、現行のまま新町に引き継ぎ、要綱については、広見町の例により新たに定める。 4 浄化槽市町村整備推進事業については、現状のまま新町に引き継ぐ。			調整方針確認日																																																		
				平成 年 月 日																																																		
項目	現 況			具体的調整方針																																																		
	広 見 町	日 吉 村																																																				
1) 公共下水道事業	公共下水道事業計画 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">処理地区</th> <th style="width: 35%;">地区名</th> <th style="width: 50%;">計画人口(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近永</td> <td>近永、奈良下、中野川、芝、永野市、国遠団地、清延、年則、出目</td> <td style="text-align: center;">3,880</td> </tr> </tbody> </table> 平成15年度広見町下水道化基本構想	処理地区	地区名	計画人口(人)	近永	近永、奈良下、中野川、芝、永野市、国遠団地、清延、年則、出目	3,880	公共下水道事業計画 公共下水道整備区域なし		公共下水道事業については、2町村で作成した下水道化基本構想に基づき、現行のまま新町に引き継ぐ。																																												
処理地区	地区名	計画人口(人)																																																				
近永	近永、奈良下、中野川、芝、永野市、国遠団地、清延、年則、出目	3,880																																																				
2) 農業集落排水事業	農業集落排水事業計画 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">地区名</th> <th style="width: 15%;">計画人口(人)</th> <th style="width: 15%;">計画戸数</th> <th style="width: 55%;">事業費(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奈良</td> <td style="text-align: center;">490</td> <td style="text-align: center;">170</td> <td style="text-align: center;">720</td> </tr> <tr> <td>興野々</td> <td style="text-align: center;">330</td> <td style="text-align: center;">130</td> <td style="text-align: center;">542</td> </tr> <tr> <td>好藤</td> <td style="text-align: center;">660</td> <td style="text-align: center;">270</td> <td style="text-align: center;">898</td> </tr> <tr> <td>小倉</td> <td style="text-align: center;">520</td> <td style="text-align: center;">200</td> <td style="text-align: center;">851</td> </tr> <tr> <td>三島</td> <td style="text-align: center;">650</td> <td style="text-align: center;">260</td> <td style="text-align: center;">885</td> </tr> </tbody> </table> 平成15年度広見町下水道化基本構想 農業集落排水処理施設の使用料 (1ヶ月) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th colspan="2" style="width: 85%;">使 用 料 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般家庭</td> <td style="width: 15%;">基本額</td> <td style="width: 70%;">一戸当たり 1,800円</td> </tr> <tr> <td>人数割り</td> <td>一人当たり 600円</td> </tr> <tr> <td>集会所</td> <td>定 額</td> <td>一戸当たり 1,800円</td> </tr> <tr> <td>事業所等</td> <td colspan="2">公共施設及び法人事業所にあつては、基本割り額3,600円に基準日現在の使用申込人員(流入人口換算人員)に600円を乗じて得た人数割額を加える。</td> </tr> </tbody> </table>	地区名	計画人口(人)	計画戸数	事業費(百万円)	奈良	490	170	720	興野々	330	130	542	好藤	660	270	898	小倉	520	200	851	三島	650	260	885	区 分	使 用 料 金		一般家庭	基本額	一戸当たり 1,800円	人数割り	一人当たり 600円	集会所	定 額	一戸当たり 1,800円	事業所等	公共施設及び法人事業所にあつては、基本割り額3,600円に基準日現在の使用申込人員(流入人口換算人員)に600円を乗じて得た人数割額を加える。		農業集落排水事業計画【見直し案】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">地区名</th> <th style="width: 15%;">計画人口(人)</th> <th style="width: 15%;">計画戸数</th> <th style="width: 55%;">事業費(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幸田</td> <td style="text-align: center;">2,961</td> <td style="text-align: center;">1,139</td> <td></td> </tr> <tr> <td>川口</td> <td style="text-align: center;">179</td> <td style="text-align: center;">69</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 平成15年度日吉村下水道化基本構想		地区名	計画人口(人)	計画戸数	事業費(百万円)	幸田	2,961	1,139		川口	179	69		農業集落排水事業については、2町村で作成した下水道化基本構想に基づき、現行のまま新町に引き継ぐ。 管理については、現在の広見町の例による。
地区名	計画人口(人)	計画戸数	事業費(百万円)																																																			
奈良	490	170	720																																																			
興野々	330	130	542																																																			
好藤	660	270	898																																																			
小倉	520	200	851																																																			
三島	650	260	885																																																			
区 分	使 用 料 金																																																					
一般家庭	基本額	一戸当たり 1,800円																																																				
	人数割り	一人当たり 600円																																																				
集会所	定 額	一戸当たり 1,800円																																																				
事業所等	公共施設及び法人事業所にあつては、基本割り額3,600円に基準日現在の使用申込人員(流入人口換算人員)に600円を乗じて得た人数割額を加える。																																																					
地区名	計画人口(人)	計画戸数	事業費(百万円)																																																			
幸田	2,961	1,139																																																				
川口	179	69																																																				

項 目	現 況		具 体 的 調 整 方 針																																																																																						
	広 見 町	日 吉 村																																																																																							
3)浄化槽設置整備事業	<p>対象となる浄化槽</p> <table border="1"> <tr> <td>補助金交付の対象となる浄化槽</td> </tr> <tr> <td>環境省が定める「浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」に適合している浄化槽</td> </tr> </table> <p>対象区域</p> <table border="1"> <tr> <td>町長の定める区域</td> </tr> <tr> <td>広見町下水道化基本構想において定めた処理区域</td> </tr> </table> <p>補助金額</p> <table border="1"> <tr> <th>1. 槽区分</th> <th>2. 限度額</th> </tr> <tr> <td>130㎡未満 小型家族住宅用(5人槽相当)</td> <td>354,000円</td> </tr> <tr> <td>130㎡以上 普通住宅用(7人槽相当)</td> <td>411,000円</td> </tr> <tr> <td>台所及び浴室が2箇所以上 二世帯・大家族住宅用 (10人槽相当)</td> <td>519,000円</td> </tr> </table>	補助金交付の対象となる浄化槽	環境省が定める「浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」に適合している浄化槽	町長の定める区域	広見町下水道化基本構想において定めた処理区域	1. 槽区分	2. 限度額	130㎡未満 小型家族住宅用(5人槽相当)	354,000円	130㎡以上 普通住宅用(7人槽相当)	411,000円	台所及び浴室が2箇所以上 二世帯・大家族住宅用 (10人槽相当)	519,000円	<p>対象区域</p> <table border="1"> <tr> <td>村長の定める区域</td> </tr> <tr> <td>日吉村全域</td> </tr> </table> <p>補助金額</p> <table border="1"> <tr> <th>1. 槽区分</th> <th>2. 限度額</th> </tr> <tr> <td>5人槽</td> <td>354,000円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>411,000円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>519,000円</td> </tr> </table>	村長の定める区域	日吉村全域	1. 槽区分	2. 限度額	5人槽	354,000円	6～7人槽	411,000円	8～10人槽	519,000円	<p>浄化槽設置整備事業については、2町村とも補助基準に差異はないので、現行のまま新町に引き継ぐ。 補助金交付要綱については、広見町の例により新たに作成する。</p>																																																																
補助金交付の対象となる浄化槽																																																																																									
環境省が定める「浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」に適合している浄化槽																																																																																									
町長の定める区域																																																																																									
広見町下水道化基本構想において定めた処理区域																																																																																									
1. 槽区分	2. 限度額																																																																																								
130㎡未満 小型家族住宅用(5人槽相当)	354,000円																																																																																								
130㎡以上 普通住宅用(7人槽相当)	411,000円																																																																																								
台所及び浴室が2箇所以上 二世帯・大家族住宅用 (10人槽相当)	519,000円																																																																																								
村長の定める区域																																																																																									
日吉村全域																																																																																									
1. 槽区分	2. 限度額																																																																																								
5人槽	354,000円																																																																																								
6～7人槽	411,000円																																																																																								
8～10人槽	519,000円																																																																																								
4)浄化槽市町村整備推進事業	<p>事業対象地域 広見町下水道化基本構想において定めた処理区域 主に農業集落排水処理施設整備計画区域及び公共下水道整備計画区域を除いた広見町全域</p> <p>財源内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th> <th>基準額</th> <th>起債</th> <th>県補助金</th> <th>国庫補助金</th> <th>設置者分担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>888,000</td> <td>377,200</td> <td>126,000</td> <td>296,000</td> <td>88,800 + 増嵩経費</td> </tr> <tr> <td>7人槽</td> <td>1,026,000</td> <td>435,400</td> <td>146,000</td> <td>342,000</td> <td>102,600 + 増嵩経費</td> </tr> <tr> <td>10人槽</td> <td>1,296,000</td> <td>549,400</td> <td>185,000</td> <td>432,000</td> <td>129,600 + 増嵩経費</td> </tr> </tbody> </table> <p>事務費を除く</p> <p>事業実施期間 平成16年度～平成24年度 分担金の賦課 事業費の10%</p> <p>使用料 (1ヶ月)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">使 用 料 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">専用住宅</td> <td>基本料</td> <td>一戸当たり 1,800円</td> </tr> <tr> <td>人数割</td> <td>一人当たり 600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">併用住宅</td> <td>基本料</td> <td>一戸当たり 1,800円</td> </tr> <tr> <td>人数割</td> <td>一人当たり 600円 (世帯人員数に従業員人員数を加算する)</td> </tr> <tr> <td>集会所</td> <td>定 額</td> <td>一戸当たり 1,800円</td> </tr> <tr> <td>公共施設等</td> <td colspan="2">町長が別に定める</td> </tr> </tbody> </table>	人槽区分	基準額	起債	県補助金	国庫補助金	設置者分担金	5人槽	888,000	377,200	126,000	296,000	88,800 + 増嵩経費	7人槽	1,026,000	435,400	146,000	342,000	102,600 + 増嵩経費	10人槽	1,296,000	549,400	185,000	432,000	129,600 + 増嵩経費	区 分	使 用 料 金		専用住宅	基本料	一戸当たり 1,800円	人数割	一人当たり 600円	併用住宅	基本料	一戸当たり 1,800円	人数割	一人当たり 600円 (世帯人員数に従業員人員数を加算する)	集会所	定 額	一戸当たり 1,800円	公共施設等	町長が別に定める		<p>事業対象地域 農業集落排水処理施設整備計画区域を除いた日吉村全域</p> <p>財源内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th> <th>基準額</th> <th>起債</th> <th>県補助金</th> <th>国庫補助金</th> <th>設置者分担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>888,000</td> <td>377,200</td> <td>126,000</td> <td>296,000</td> <td>88,800 + 不足分</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>1,026,000</td> <td>435,400</td> <td>146,000</td> <td>342,000</td> <td>102,600 + 不足分</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>1,296,000</td> <td>549,400</td> <td>185,000</td> <td>432,000</td> <td>129,600 + 不足分</td> </tr> </tbody> </table> <p>事業実施期間 平成15年度～平成17年度 分担金の賦課 事業費の10%(村負担)</p> <p>使用料 (1ヶ月)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">使 用 料 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">専用住宅</td> <td>基本料</td> <td>一戸当たり 1,800円</td> </tr> <tr> <td>人数割</td> <td>一人当たり 600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">併用住宅</td> <td>基本料</td> <td>一戸当たり 1,800円</td> </tr> <tr> <td>人数割</td> <td>一人当たり 600円 (世帯人員数に従業員人員数を加算する)</td> </tr> <tr> <td>集会所</td> <td>定 額</td> <td>一戸当たり 1,800円</td> </tr> <tr> <td>公共施設等</td> <td colspan="2">村長が別に定める</td> </tr> </tbody> </table>	人槽区分	基準額	起債	県補助金	国庫補助金	設置者分担金	5人槽	888,000	377,200	126,000	296,000	88,800 + 不足分	6～7人槽	1,026,000	435,400	146,000	342,000	102,600 + 不足分	8～10人槽	1,296,000	549,400	185,000	432,000	129,600 + 不足分	区 分	使 用 料 金		専用住宅	基本料	一戸当たり 1,800円	人数割	一人当たり 600円	併用住宅	基本料	一戸当たり 1,800円	人数割	一人当たり 600円 (世帯人員数に従業員人員数を加算する)	集会所	定 額	一戸当たり 1,800円	公共施設等	村長が別に定める		<p>浄化槽市町村整備推進事業については、国の同じ制度に基づいて行っているため、現行のまま新町に引き継ぐ。</p>
人槽区分	基準額	起債	県補助金	国庫補助金	設置者分担金																																																																																				
5人槽	888,000	377,200	126,000	296,000	88,800 + 増嵩経費																																																																																				
7人槽	1,026,000	435,400	146,000	342,000	102,600 + 増嵩経費																																																																																				
10人槽	1,296,000	549,400	185,000	432,000	129,600 + 増嵩経費																																																																																				
区 分	使 用 料 金																																																																																								
専用住宅	基本料	一戸当たり 1,800円																																																																																							
	人数割	一人当たり 600円																																																																																							
併用住宅	基本料	一戸当たり 1,800円																																																																																							
	人数割	一人当たり 600円 (世帯人員数に従業員人員数を加算する)																																																																																							
集会所	定 額	一戸当たり 1,800円																																																																																							
公共施設等	町長が別に定める																																																																																								
人槽区分	基準額	起債	県補助金	国庫補助金	設置者分担金																																																																																				
5人槽	888,000	377,200	126,000	296,000	88,800 + 不足分																																																																																				
6～7人槽	1,026,000	435,400	146,000	342,000	102,600 + 不足分																																																																																				
8～10人槽	1,296,000	549,400	185,000	432,000	129,600 + 不足分																																																																																				
区 分	使 用 料 金																																																																																								
専用住宅	基本料	一戸当たり 1,800円																																																																																							
	人数割	一人当たり 600円																																																																																							
併用住宅	基本料	一戸当たり 1,800円																																																																																							
	人数割	一人当たり 600円 (世帯人員数に従業員人員数を加算する)																																																																																							
集会所	定 額	一戸当たり 1,800円																																																																																							
公共施設等	村長が別に定める																																																																																								

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	2 2 各種事務事業（環境衛生業務）の取扱い	関係項目	3 5 環境衛生業務																														
事務・事業・制度名等		担当部会名等	厚生部会																														
基本調整方針	1 ごみ収集方法等については、新町において新たな制度を設けるものとする。 2 ごみ収集箱補助、生ごみ処理機補助については、各補助事業の内容を十分考慮し、調整を図るものとする。 3 最終処分場については、宇和島地区広域事務組合で計画している鬼北地区廃棄物最終処分場の稼働時までは、広見町の現処分場を活用する。 4 し尿処理、汚泥運搬及び浄化槽清掃については、新町で策定する一般廃棄物処理計画に基づき実施する。 5 日吉村火葬場については、広見斎場の区分、利用料に統一する。	担当分科会名 環境衛生分科会 調整方針確認日 平成 年 月 日																															
		項目	現 況	具 体 的 調 整 方 針																													
1)一般廃棄物ごみ収集	<p>ごみ収集状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 40%;">広 見 町</th> <th style="width: 40%;">日 吉 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収集体制</td> <td style="text-align: center;">委 託</td> <td style="text-align: center;">委 託・直 営</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一 般</td> <td>収集回数</td> <td style="text-align: center;">2 回 / 週</td> </tr> <tr> <td>ごみステーション</td> <td style="text-align: center;">232 箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">不 燃</td> <td>収集回数</td> <td style="text-align: center;">1 回 / 週</td> </tr> <tr> <td>ごみステーション</td> <td style="text-align: center;">236 箇所</td> </tr> <tr> <td>ペットボトル</td> <td style="text-align: center;">2 回 / 月</td> <td style="text-align: center;">1 回 / 月</td> </tr> <tr> <td>その他資源物等</td> <td style="text-align: center;">古新聞・古雑誌・段ボール [1 回 / 2 ヶ月]</td> <td style="text-align: center;">古新聞・古雑誌・段ボール・アルミ缶・スチール缶・ガラス瓶 食品トレー容器 [1 回 / 月]</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ</td> <td style="text-align: center;">直接搬入</td> <td style="text-align: center;">1 回 / 月</td> </tr> </tbody> </table> <p>不燃ごみは直接搬入も可能（有料）</p> <p>・ごみ収集箱補助</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 40%;">広 見 町</th> <th style="width: 40%;">日 吉 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ収集箱補助制度</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		広 見 町	日 吉 村	収集体制	委 託	委 託・直 営	一 般	収集回数	2 回 / 週	ごみステーション	232 箇所	不 燃	収集回数	1 回 / 週	ごみステーション	236 箇所	ペットボトル	2 回 / 月	1 回 / 月	その他資源物等	古新聞・古雑誌・段ボール [1 回 / 2 ヶ月]	古新聞・古雑誌・段ボール・アルミ缶・スチール缶・ガラス瓶 食品トレー容器 [1 回 / 月]	粗大ごみ	直接搬入	1 回 / 月		広 見 町	日 吉 村	ごみ収集箱補助制度			<p>ごみ収集方法等については、新たな基準を定めるものとする。</p> <p>また、野焼きの禁止、動物による散乱防止の点を踏まえ、新町においてはごみステーションによる収集方式とし、ごみステーション設置に対する補助制度は、引き続き継続する。</p>
	広 見 町	日 吉 村																															
収集体制	委 託	委 託・直 営																															
一 般	収集回数	2 回 / 週																															
	ごみステーション	232 箇所																															
不 燃	収集回数	1 回 / 週																															
	ごみステーション	236 箇所																															
ペットボトル	2 回 / 月	1 回 / 月																															
その他資源物等	古新聞・古雑誌・段ボール [1 回 / 2 ヶ月]	古新聞・古雑誌・段ボール・アルミ缶・スチール缶・ガラス瓶 食品トレー容器 [1 回 / 月]																															
粗大ごみ	直接搬入	1 回 / 月																															
	広 見 町	日 吉 村																															
ごみ収集箱補助制度																																	
2)生ごみ処理機補助	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th style="width: 40%;">広 見 町</th> <th style="width: 40%;">日 吉 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気式</td> <td style="text-align: center;">購入金額の 1/2 以内 (限度額 20,000 円)</td> <td style="text-align: center;">購入金額の 1/2 以内 (限度額 20,000 円)</td> </tr> <tr> <td>一般（コンポスト）</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">購入金額 (限度額 3,000 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（ 電気式については、1 世帯につき 1 基までが補助対象）</p>	種 類	広 見 町	日 吉 村	電気式	購入金額の 1/2 以内 (限度額 20,000 円)	購入金額の 1/2 以内 (限度額 20,000 円)	一般（コンポスト）	-	購入金額 (限度額 3,000 円)	<p>電気式生ごみ処理機補助については、生ごみ減量化を図るため、新町においても引き続き継続する。 一般のコンポストについては、補助対象外とする。</p>																						
種 類	広 見 町	日 吉 村																															
電気式	購入金額の 1/2 以内 (限度額 20,000 円)	購入金額の 1/2 以内 (限度額 20,000 円)																															
一般（コンポスト）	-	購入金額 (限度額 3,000 円)																															

項 目	現 況		具 体 的 調 整 方 針																																																																																																																									
3)最終処分場	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">広 見 町</th> <th style="width:50%;">日 吉 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 名称：清水不燃物処理場 所在地：広見町大字清水 1319 番地 面積：9,180 m² 容量：56,000m³ 平成 13 年度未埋立容量：15,112m³ 種類：不燃物等 方法：サンドイッチ方式 埋立開始：昭和 47 年度 埋立終了予定：平成 18 年度 </td> <td> 名称：父野川不燃物処理場 所在地：日吉村大字父野川下 1576 番地 面積：775 m² 容量：2,450m³ 種類：不燃物、粗大ごみ 方法：直接埋立方式 埋立開始：昭和 61 年度 埋立終了：平成 12 年 7 月 31 日 現在業者委託処理 </td> </tr> </tbody> </table>		広 見 町	日 吉 村	名称：清水不燃物処理場 所在地：広見町大字清水 1319 番地 面積：9,180 m ² 容量：56,000m ³ 平成 13 年度未埋立容量：15,112m ³ 種類：不燃物等 方法：サンドイッチ方式 埋立開始：昭和 47 年度 埋立終了予定：平成 18 年度	名称：父野川不燃物処理場 所在地：日吉村大字父野川下 1576 番地 面積：775 m ² 容量：2,450m ³ 種類：不燃物、粗大ごみ 方法：直接埋立方式 埋立開始：昭和 61 年度 埋立終了：平成 12 年 7 月 31 日 現在業者委託処理	<p>日吉村の業者委託処理については廃止し、現広見町の処分場を活用する。</p> <p>不燃物の内容については、資源ごみと廃棄ごみの分類を徹底し、減量化に努める。</p>																																																																																																																					
広 見 町	日 吉 村																																																																																																																											
名称：清水不燃物処理場 所在地：広見町大字清水 1319 番地 面積：9,180 m ² 容量：56,000m ³ 平成 13 年度未埋立容量：15,112m ³ 種類：不燃物等 方法：サンドイッチ方式 埋立開始：昭和 47 年度 埋立終了予定：平成 18 年度	名称：父野川不燃物処理場 所在地：日吉村大字父野川下 1576 番地 面積：775 m ² 容量：2,450m ³ 種類：不燃物、粗大ごみ 方法：直接埋立方式 埋立開始：昭和 61 年度 埋立終了：平成 12 年 7 月 31 日 現在業者委託処理																																																																																																																											
4)し尿処理 及び浄化槽清掃	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">広 見 町</th> <th style="width:50%;">日 吉 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬許可業者 業務委託方式 運搬業務委託者（有）広見衛生社 浄化槽清掃許可業者 (有)広見衛生社 </td> <td> し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬許可業者 業務委託方式 運搬業務委託者（有）広見衛生社 浄化槽清掃許可業者 (有)広見衛生社 </td> </tr> </tbody> </table>		広 見 町	日 吉 村	し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬許可業者 業務委託方式 運搬業務委託者（有）広見衛生社 浄化槽清掃許可業者 (有)広見衛生社	し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬許可業者 業務委託方式 運搬業務委託者（有）広見衛生社 浄化槽清掃許可業者 (有)広見衛生社	<p>現在 2 町村では業務内容に差がなく、現行のまま新町に引き継ぐ。</p> <p>新町においては、今後の農業集落排水事業の進捗状況や、浄化槽の設置状況を把握し、新町での一般廃棄物処理計画を策定し、その計画に基づいて、市町村の責務である清掃業務の円滑な実施ができるよう調整する。</p>																																																																																																																					
広 見 町	日 吉 村																																																																																																																											
し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬許可業者 業務委託方式 運搬業務委託者（有）広見衛生社 浄化槽清掃許可業者 (有)広見衛生社	し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬許可業者 業務委託方式 運搬業務委託者（有）広見衛生社 浄化槽清掃許可業者 (有)広見衛生社																																																																																																																											
5)火葬場	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5" style="text-align:center;">広 見 町</th> <th colspan="5" style="text-align:center;">日 吉 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">宇和島地区広域事務組合 広見斎場</td> <td colspan="5">日吉村火葬場</td> </tr> <tr> <td colspan="5">1 火葬料</td> <td colspan="5">1 火葬料</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>組合関係 町村住民</td> <td>関係市町 村住民で 左記以外</td> <td>左記以外</td> <td>備 考</td> <td>区分</td> <td>村住民 (梶原町 含む)</td> <td>左記以外 の者</td> <td>備 考</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大 人</td> <td>8,000 円</td> <td>20,000 円</td> <td>40,000 円</td> <td></td> <td>満 13 歳 以上</td> <td>10,000 円</td> <td>25,000 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小 人</td> <td>6,000 円</td> <td>18,000 円</td> <td>30,000 円</td> <td>小人とは満 15 歳未満のものをいう。</td> <td>満 13 歳 未満</td> <td>8,000 円</td> <td>20,000 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>死 産</td> <td>4,000 円</td> <td>16,000 円</td> <td>20,000 円</td> <td></td> <td>死胎児</td> <td>5,000 円</td> <td>18,000 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>白骨体</td> <td>6,000 円</td> <td>18,000 円</td> <td>30,000 円</td> <td>白骨 1 回の量は通常大人用棺に容易に収納できる程度の量以内とする。</td> <td colspan="5">2 施設使用料</td> </tr> <tr> <td colspan="5">2 施設使用料</td> <td>区分</td> <td>村住民 (梶原町 含む)</td> <td>左記以外 の者</td> <td>1 時間当 り 超 過 料 金</td> <td>備 考</td> </tr> <tr> <td>炉前ホール</td> <td>5,000 円</td> <td>20,000 円</td> <td>2,000 円</td> <td>2 時間</td> <td>斎場</td> <td>5,000 円</td> <td>5,000 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>2,000 円</td> <td>5,000 円</td> <td>1,000 円</td> <td>2 時間 1 室につき</td> <td colspan="5">3 火葬業務委託料：1,288,800 円 / 年</td> </tr> <tr> <td>休憩ホール</td> <td>無 料</td> <td>無 料</td> <td></td> <td></td> <td colspan="5"></td> </tr> </tbody> </table>		広 見 町					日 吉 村					宇和島地区広域事務組合 広見斎場					日吉村火葬場					1 火葬料					1 火葬料					区分	組合関係 町村住民	関係市町 村住民で 左記以外	左記以外	備 考	区分	村住民 (梶原町 含む)	左記以外 の者	備 考		大 人	8,000 円	20,000 円	40,000 円		満 13 歳 以上	10,000 円	25,000 円			小 人	6,000 円	18,000 円	30,000 円	小人とは満 15 歳未満のものをいう。	満 13 歳 未満	8,000 円	20,000 円			死 産	4,000 円	16,000 円	20,000 円		死胎児	5,000 円	18,000 円			白骨体	6,000 円	18,000 円	30,000 円	白骨 1 回の量は通常大人用棺に容易に収納できる程度の量以内とする。	2 施設使用料					2 施設使用料					区分	村住民 (梶原町 含む)	左記以外 の者	1 時間当 り 超 過 料 金	備 考	炉前ホール	5,000 円	20,000 円	2,000 円	2 時間	斎場	5,000 円	5,000 円			和室	2,000 円	5,000 円	1,000 円	2 時間 1 室につき	3 火葬業務委託料：1,288,800 円 / 年					休憩ホール	無 料	無 料								<p>広見斎場の区分、使用料に統一する。</p>	
広 見 町					日 吉 村																																																																																																																							
宇和島地区広域事務組合 広見斎場					日吉村火葬場																																																																																																																							
1 火葬料					1 火葬料																																																																																																																							
区分	組合関係 町村住民	関係市町 村住民で 左記以外	左記以外	備 考	区分	村住民 (梶原町 含む)	左記以外 の者	備 考																																																																																																																				
大 人	8,000 円	20,000 円	40,000 円		満 13 歳 以上	10,000 円	25,000 円																																																																																																																					
小 人	6,000 円	18,000 円	30,000 円	小人とは満 15 歳未満のものをいう。	満 13 歳 未満	8,000 円	20,000 円																																																																																																																					
死 産	4,000 円	16,000 円	20,000 円		死胎児	5,000 円	18,000 円																																																																																																																					
白骨体	6,000 円	18,000 円	30,000 円	白骨 1 回の量は通常大人用棺に容易に収納できる程度の量以内とする。	2 施設使用料																																																																																																																							
2 施設使用料					区分	村住民 (梶原町 含む)	左記以外 の者	1 時間当 り 超 過 料 金	備 考																																																																																																																			
炉前ホール	5,000 円	20,000 円	2,000 円	2 時間	斎場	5,000 円	5,000 円																																																																																																																					
和室	2,000 円	5,000 円	1,000 円	2 時間 1 室につき	3 火葬業務委託料：1,288,800 円 / 年																																																																																																																							
休憩ホール	無 料	無 料																																																																																																																										